

第78号議案

特別区人事・厚生事務組合の共同処理する事務の変更および 特別区人事及び厚生事務組合同規約の変更について

1 変更の概要

特別区人事・厚生事務組合（以下、特人厚）では、生活保護法に基づく更生施設、宿所提供施設、及び社会福祉法に基づく宿泊所の各施設の設置および管理に関する事務を共同処理している。この度、特人厚が共同処理する事務に生活保護法に基づく救護施設の設置および管理に関する事務を加え、同組合の規約を変更する。

なお、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第286条第1項および第290条の規定に基づき、各特別区議会の議決および各特別区の協議が必要とされている。

2 変更の理由

特人厚が設置している生活保護法に基づく更生施設において、施設利用者の生活課題が多様化し、また利用者の障害・傷病が重度化していることから、更生施設を順次救護施設に転換し、施設利用者支援の充実や施設運営体制強化、より一層の専門的な援助・支援の実施を図る必要がある。しかし、現行の同組合同規約には共同処理する事務の対象施設に救護施設がないため、変更の必要がある。

3 変更の内容（資料1 新旧対照表参照）

特人厚が共同処理する事務の対象施設に救護施設を加える。

4 施行期日

令和4年4月1日

特別区人事及び厚生事務組合同規約（昭和二十六年東京都知事許可）の一部を
更する規約（案） 新旧条文対照

改正案	現行
<p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める<u>救護施設</u>、更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務</p> <p>九～十一 （略）</p>	<p>（組合の共同処理する事務）</p> <p>第三条 この組合は、左に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務</p> <p>九～十一 （略）</p>

附 則

この規約は、令和四年四月一日から施行する。